

一般社団法人日本ロボット学会 著作権規程

2011年11月15日理事会制定

2011年12月16日理事会改定

2013年8月9日理事会改定

2014年2月26日理事会改定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ロボット学会（以下、本学会）が編集、発行、公開する著作物に関する著作権の帰属および取扱いについて定める。

(対象)

第2条 本規程は、本学会が編集、発行、公開する全ての著作物を対象とする。なお、著作物には電子データも含まれる。

- 2 著作物の内、本学会の編集作業を経て制作されたものを編集著作物、編集著作物に収録される個々の素材を原著作物と称する。

(著作権の帰属)

第3条 本規程に定める著作物の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定される全ての権利）の帰属については次項以下に定める。

- 2 日本国著作権法第12条に基づき、編集著作物の著作権は本学会に帰属し、また原著作物の著作権は著作者（第3項及び第4項の著作者）に帰属する。
- 3 本学会の企画に応じて執筆・編集され委員会等の名の下に公開する職務著作物に収録される原著作物の著作権は、法人著作者である本学会に帰属する。
- 4 著作者の意思で本学会に投稿された論文及び本学会の依頼に応じて執筆された解説記事や単行本等に収録される原著作物の著作権は著作者に帰属するものであり、その原著作物の利用は著作者から本学会に対し許諾されたものとする。
- 5 第三者である出版者と契約を結び当該出版者に委託して出版する委託出版における著作権の帰属の決定については次のように定める。第3項記載の原著作物の著作権の帰属に関しては、本学会と出版者の間で締結される出版契約に基づき定める。第4項記載の原著作物の著作権の帰属については、著作者もしくは本学会と出版者の間で締結される出版契約に基づき定められるものとし、個々の出版に対して出版者に対する著作権の譲渡が必要になった場合は、著作者はこれに協力するものとする。

(前条第4項の原著作物の利用許諾、および対価の活用)

第4条 原著作物の利用に関して、第三者からその許諾の要請があり、本学会が必要と認めた場合には、本学会が許諾する。また、本学会は理事会の承認を経て外部機関に利用許諾に関する権限を委託することができる。

- 2 前項の処置により第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会が受け入れ、学会活動に有効に活用する。
- 3 第3条第5項に記載する委託出版における、前各項に対する対処は、出版契約に基づくものとする。

(編集著作物の利用)

第5条 本規程に定める編集著作物を、他の著作物に複製利用する場合、もしくはWebサイト掲載等の電子的手段で開示利用する場合は、以下の条件を満たす必要があり、利用にあたっては、その旨を本学会に事前に申請し許諾を得なければならない。

- 1) 編集著作物の発行あるいは公開以降の利用であること
 - 2) 本学会の編集著作物の利用であることを明記していること
 - 3) 編集著作物の内容を改変しないこと
 - 4) 電子データの形で利用の場合、ダウンロード等の手段により当該データが第三者に流出しないこと
 - 5) 利用に伴い申請者もしくは第三者が金銭的な利益を得ないこと
- 2 第3条第5項に記載する委託出版における、前項に対する対処は、出版契約に基づくものとする。

(著作者の責任)

第6条 本規程に定める原著作物の内容については、その著作者自身が責任を負うものとする。

(例外的取り扱い)

第7条 本学会の原著作物の取り扱いに関して別段の取り決めがある場合には、本規程に優先して適用されるものとする。対象となる原著作物は、日本ロボット学会コンプライアンス委員会により定める。

- 2 第3条第4項に定める原著作物については、関連する編集著作物の性質に応じて、著作者から本学会が著作権の譲渡を受けることができるものとする。

(本学会の責任)

第8条 本学会は、著作者より原著作物が引き渡された後、可及的かつ速やかに出版などの手段で公開を行い、著作者の便益をはかるものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2011年11月15日より実施する。

2. この規程は2014年3月17日より改定実施する。

本規程改定前の著作権の取扱いについては、従前の通りとする。

本文書は「一般社団法人日本ロボット学会著作権規程」の正文であることを確認する。

2014年2月26日

署名

印